

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐呂間町は、予防接種に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

北海道佐呂間町長

公表日

令和8年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、対象者に定期または臨時の予防接種を行う。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の事務を行う。</p> <p>予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①予防接種対象者の把握 ②予防接種の実施 ③予防接種の記録、管理 ④当該予防接種に起因して健康被害を受けた者に対し、その救済を行う ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル(予防接種)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号利用法第9条第1項 別表第14、126の項 ・番号利用法第19条第6号(委託先への提供) ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号利用法第19条第8号 別表第14、126の項</p> <p>【情報照会】 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2</p> <p>【情報提供】 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐呂間町総務課 〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1 TEL 01587-2-1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐呂間町総務課 〒093-0592 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1 TEL 01587-2-1211
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者本人からマイナンバーの提供を受け、その真正性の確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット経由でのマイナンバーの照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、システムに情報を入力する際は、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー系の環境へのアクセスが可能な職員については、ICカード及びID/PASSによる認証と限定しており、権限を持たない職員がアクセスすることができないよう制限している。また、アクセスログを記録し定期的に不正なアクセスがないことを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、対象者に定期または臨時的予防接種を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の事務を行う。</p> <p>予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①予防接種対象者の把握 ②予防接種の実施 ③予防接種の記録、管理 ④当該予防接種に起因して健康被害を受けた者に対し、その救済を行う ⑤新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p>	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、対象者に定期または臨時的予防接種を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の事務及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行う。</p> <p>予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①予防接種対象者の把握 ②予防接種の実施 ③予防接種の記録、管理 ④当該予防接種に起因して健康被害を受けた者に対し、その救済を行う ⑤新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑥ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑦予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑧予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の手交を行う。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)
令和3年12月16日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)
令和3年12月16日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一10項 番号法第9条第1項及び別表第一93の2項	番号法第9条第1項及び別表第一10項 番号法第9条第1項及び別表第一93の2項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)
令和3年12月16日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供と制限)及び別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 別表第二 16の2、16の3、115の2の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供と制限)及び別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 別表第二 16の2、16の3、115の2の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一10項 番号法第9条第1項及び別表第一93の2項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表第14、126の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供と制限)及び別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】 別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 別表第二 16の2、16の3、115の2の項	番号利用法第19条第8号 別表第14、126の項【情報照会】 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2【情報提供】 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和7年12月1日	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和7年12月1日	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者本人からマイナンバーの提供を受け、その真正性の確認を行っている。申請者からマイナンバーを得られない場合にのみ行う住基ネット経由でのマイナンバーの照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、システムに情報を入力する際は、複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えらるる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	新様式への変更
令和7年12月10日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えらるる対策 判断の根拠	—	マイナンバー系の環境へのアクセスが可能な職員については、ICカード及びID/PASSによる認証と限定しており、権限を持たない職員がアクセスすることができないよう制限している。また、アクセスログを記録し定期的に不正なアクセスがないことを確認している。	事後	新様式への変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、対象者に定期または臨時の予防接種を行う。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の事務及び新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を行う。</p> <p>予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①予防接種対象者の把握 ②予防接種の実施 ③予防接種の記録、管理 ④当該予防接種に起因して健康被害を受けた者に対し、その救済を行う ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑥ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑦予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑧予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書⁽¹⁾の交付を行う。</p>	<p>予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、対象者に定期または臨時の予防接種を行う。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の事務を行う。</p> <p>予防接種に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①予防接種対象者の把握 ②予防接種の実施 ③予防接種の記録、管理 ④当該予防接種に起因して健康被害を受けた者に対し、その救済を行う ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	事前	ワクチン接種記録システムの終了に伴う変更
令和8年4月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー		ワクチン接種記録システムの終了に伴う変更
令和8年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年12月1日	令和8年4月1日		見直しによる変更
令和8年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年12月1日	令和8年4月1日		見直しによる変更